

国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会
第 14 回議事録

内閣府検討会担当

国民生活センターの国への移行を踏まえた 消費者行政の体制の在り方に関する検討会 第14回 議事次第

1．日時 平成24年8月22日(水) 9:30～10:49

2．場所 消費者委員会大会議室

3．出席者

松原内閣府特命担当大臣

後藤内閣府副大臣

(委員)

大森座長、足立委員、片山委員、丹野委員、中村委員、橋本委員、畠中委員、
室町委員、山内委員

河上消費者委員会委員長

阿南消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

(事務局)

松山内閣府審議官、小田審議官、川口審議官、山形理事、服部参事官、浅田参事官

4．議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 議論の整理

(3) 閉 会

○大森座長 定刻でございますので、本日、第14回の検討会でございます。

山本座長代理が海外出張中でありまして、欠席でございます。

本日の検討会の議論の流れについて簡単に御説明申し上げたいと思います。

前回、皆さん方の御議論を踏まえまして、とりまとめ案の修正版を用意してございますので、これについて説明をしていただくこととなります。そして、皆さん方の同意が得られれば、その段階で、私ども検討会としての報告書ということにさせていただきまして、その後、大臣、副大臣がお見えでございますので、私から大臣にお手渡すということが入ったそうです。この前はないのではないかと考えていたのですけれども。それで、大臣、副大臣、お時間の御都合がございましょうけれども、御挨拶をいただいた後、各メンバーの皆さん方からお一人ずつ思いのたけを語っていただく時間を設けてございまして、そのことを念頭に置きつつ、とりまとめ案の御審議をいただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、報告書（案）について、皆さん方の御議論で修正点について御説明申し上げます。事務局、お願いします。

（カメラ退出）

○服部参事官 資料1-1につきまして御説明させていただきます。

1ページをおめくりいただきまして、まず目次がございまして、3の(1)、従前は「検討の視点」としておりましたが、現状の問題点、課題の項目を盛り込むべきとの中村委員の御指摘を踏まえまして、このようにさせていただいております。問題点、課題の具体的内容につきましては、3ページ目以降に追記をしております。

3ページを見ていただければと思います。3.以下のところがございますが、まず、消費者委員会の設置に関連いたしまして、ここに下線がついておりますが、「消費者庁に消費者政策委員会を置くという政府案と、消費者権利院法案とが国会で同時に審議された結果、全党一致で修正して、内閣府に消費者委員会が設置された」を明記しております。

脚注の8でございますが、「有識者からのヒアリング」ということで、「株式会社安愚楽牧場の経営破たん、ユッケによる食中毒、『茶のしずく石鹼』による小麦アレルギーの発症に際しての対応等について問題が指摘された」、これも追記をしております。

4ページでございます。中ほど、上から3番目の段落、「しかしながら、消費者庁は、措置要求権限を背景にした働きかけ等をしているが」の段落でございます。消費者庁に関連いたしまして、「消費者委員会からの建議・提言等や国民生活センターからの関係行政機関への改善要望に対しても、十分な対応がなされているとは言えない」。また、同じ段落の下から3行目でございますが、「消費者委員会の事務局体制も脆弱である」としております。

5ページ目でございます。一番上の段落、これは消費者行政を担う職員に関連した記述でございますが、「特に消費者庁においては、現場感覚を身につけ、消費者目線を確立するとともに、国民の意見を謙虚に受け止める姿勢を育てる必要がある」としております。

次の段落、これは総合力の充実に関連したものでございまして、「これまで、消費者庁、

消費者委員会、国民生活センターは、消費者団体をはじめとする国民各層の力を十分に結集できておらず」を追記しております。

9ページを見ていただければと思います。足立委員から、試行に関連しまして、その評価をすべきという御意見をいただいております。これを踏まえまして、9ページの一番上でございますが、「消費者庁と国民生活センターで行われている『試行』の実施状況や成果を評価し、消費者被害の情報を迅速かつ効果的に消費者行政に反映できるシステムを構築する」を入れております。

10ページを見ていただければと思います。同じく足立委員から、消費者教育の推進のために調査研究が必要であるという御指摘をいただいております。これは、ほかの委員の方々からも調査研究の重要性は御指摘を賜っているところでございまして、新しくvi)といたしまして、「消費者行政における調査研究機能の強化」として1項目立てております。「消費者の声や消費生活相談から得られた情報と問題意識を政策の企画立案や制度改正につなげ、司令塔機能が十分に発揮される基盤として、消費者及び消費生活に関する専門的な知識や経験を活かして、それらの実態について調査分析を行うことが重要である。このことは、消費者教育の推進を図る上でも意義がある」としております。

これを踏まえまして、「今後の取組の方向性」。「消費者庁は、国民生活センターの知見・ノウハウを活かしつつ、消費者及び消費生活に関する調査研究機能の強化のため、必要な体制を整備する」としております。

それから、11ページでございます。3つ目の段落のところございまして、「消費者行政を担当する職員はその中核的な担い手となることが求められている」と、片山委員の御指摘に沿って修正をしております。

13ページでございます。ここは、司令塔機能発揮のための専門性の確保の項目でございまして、「今後の取組の方向性」。民間だけでなく、自治体などからの中途採用にも取り組むべき。野々山理事長からの御指摘を踏まえて、「民間等」としております。

それから、最後のポツ、従来「製品安全」と書いておりましたが、片山委員の御指摘を踏まえて、「製品」の方は削除しております。

17ページを見ていただきたいと思っております。相模原研修所の現状について御質問をいただいております。現状についてこの部分で明記しております。「なお、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針では、相模原研修所について、平成24年度中に『研修施設としては廃止する』こととされている。この方針に沿って、現在同施設は研修施設としての使用は行われていない」ということでございます。

19ページは、国民生活センターの「各機能の維持・充実のための基本的方向」の「取組の方向性」という欄でございますが、2番目のポツのところ、国民生活センターの相談員について安定的・継続的に雇用されるべき、丹野委員の御指摘を踏まえまして、「また、相談機能の維持・充実のため、国民生活センターの非常勤職員である消費生活相談員についても、その専門性に配慮した任用と処遇が図られるようにする」としております。

脚注でございますが、直接相談について御議論がございまして、これに関連いたしましたして、閣議決定の内容、具体的には注の25でございますが、『相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止する』とされている」という事実を書いております。

脚注の26でございます。橋本委員からのPIO-NETについての御質問を踏まえまして、情報の収集・分析・提供の現状について記載しております。「消費者庁は、消費者安全法及び消費生活用製品安全法に基づき、情報の収集・分析・提供を行っている。一方、国民生活センターにおいては、独立行政法人国民生活センター法に基づき、PIO-NET等により収集した情報をもとに、情報の分析や提供を行っている」ということでございます。

同じく20ページの一番上の部分でございますが、情報の収集・分析・提供についての今後の取組みについて、片山委員から御指摘をいただいております。「消費者庁に集約される情報等を国民生活センターと共有した上で、それぞれの有する機能の連携によって情報の収集・分析・提供機能をさらに強化する」と、いただいた御意見どおりに明記させていただいております。

21ページ、最後のところでございます。山内委員から、改善要望などの業務に独立性が必要であることを記載すべきという御意見がございまして、「また、地方自治体等からの情報をもとに国民生活センターが関係行政機関に対して行っている改善要望は、消費者の声を政策に直結させるために重要な機能であり、その機能の十分な発揮のためには、国民生活センターの他の行政組織ないし機関からの独立性が確保されることが求められる」としております。

25ページを見ていただきたいと思います。この部分は、移行先について、消費者委員会、内閣府本府、消費者庁という流れで議論が続いているところでございますが、この消費者庁の部分に関しまして、中村委員より、国民生活センターを特別の機関にすることについてイメージできる記述ができないかという御指摘がございました。これを踏まえまして、「国民生活センターの独立性を法的に担保した上で、特別の機関とすることが考えられる。これにより、例えば、相談やADRなどにおける職権行使の独立性を担保し、消費者庁の有する法執行権限との関係で生じる懸念に対応することが考えられる。また、現在の独立行政法人制度と同様に、国民生活センターの長に職員の人事権を与えることも考えられる」としております。

25ページの「以上を踏まえれば」の段落でございますが、先ほどの山内委員の御意見を踏まえ、「関係行政機関への改善要望を含めた」を入れております。

下から2行目の括弧のところでございますが、これは御議論を踏まえまして削除いたしましたして、「仮に」を「仮にも」というふうに修正をしております。

27ページでございます。これは「おわりに」の部分でございますが、まず、上から3段目の「また、どんな組織でも」というところでございますが、丹野委員の御指摘を踏まえ、「非常勤職員を含め」ということを明記しております。

下から2つ目の段落、片山委員から、移行先の管理部門との統合により、国民生活センターの事業部門の人員体制を充実させることを改めて記載すべきという御指摘を踏まえまして、これは前の部分のところと同じでございますが、「国民生活センターの相談や研修、商品テスト等の事業部門の人員・体制を充実させるなど」ということを明記しております。

参考資料の部分でございますが、51ページをおめくりいただければと思います。中村委員の御指摘を踏まえまして、参考4ということで、この検討会の開催についての内閣府特命担当大臣決定というものを改めて添付させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○大森座長 御苦労さまでした。

以上が前回の議論を踏まえた修正点でございますけれども、いかがでございましょうか。まだありますか。

では、山内さん、どうぞ。

○山内委員 5ページです。「第三に」の視点で総合力の充実が出ておりますが、ここで初めて視点を提示されますので、このまま読んでいきますと、総合力は何かというのが読み取りにくい構成になっていますので、3行目の次、挿入されたところの前に、「機能強化は実現されない」「民間や地方を含めた総合的な力の発揮が求められる」ということで、民間や地方とともにやる総合力だということを明記された方がわかりやすいと思います。

併せまして、挿入された関係で、消費者団体との関係が結集できていないということが出てまいりますので、その最後の行は、「地方自治体」が先に来ているのですけれども、「民間や地方自治体」の取組みというふうに順番を入れかえられた方が、読んでいる者にとってはスムーズに入っていくと思われましたので、御検討いただきたいと思います。

○大森座長 そうすると、まず最初の点は、問題点を書いてあるけれども、総合力とはどういうことかということが書いていないのではないかと。裏返せば、文章を読めば結集することなのですよ。

○山内委員 何と何の結集なのかがよくわからないのです。

○大森座長 「実現されない」。

○山内委員 「したがって、民間や地方を含めた総合的な力の発揮が求められる」ということで、総合というのは国、民間、地方の総合だということを明記された方がいいのではないかと思います。

○大森座長 もう一回ゆっくり言ってくださいますか。本日、これで文章を確定しますので、ここで直すなら直さざるを得ませんから、もう一回ゆっくり言っていただけますか。「実現されない」の後ですね。

○山内委員 「民間や地方自治体を含めた総合的な力の発揮が求められる」。

○大森座長 いいのではないのでしょうか。入れましょうか。事務局、いいですか。その方が自然に流れるので、そういう文章を入れましょう。

○山内委員 最後の行も「民間」と「地方自治体」を入れかえた方がいいのではないかと。

○大森座長 今回の修正文だと「民間」が先に出ているからですよ。

○山内委員 はい。

○大森座長 では、入れかえていきましょう。事務局、いいでしょうか。

次は、中村さん、どうぞ。

○中村委員 3ページ目、私の意見をかなり取り入れていただいたのですが、3.の(1)の本文5行目、「併せて、消費者行政に消費者の声を届ける組織として消費者庁に消費者政策委員会を置く」という政府案と、消費者権利院法案とが国会で同時に審議された結果、全党一致で修正して、内閣府に消費者委員会が設置された」というくだりで、消費者委員会は、消費者の声を届ける組織でもあるのですが、もう一つ、修正案の趣旨説明で当時の岸田委員長が言っておられるように、消費者行政全体の監視役という言葉も使われておりますので、「併せて、消費者行政」の後に「の監視役であり、消費者の声を届ける組織として」というふうに続けて、「の監視役であり」というところを加えていただきたいと思います。これが1つ。

○大森座長 1つずつやりますので、これ、どうでしょうか。

○川口審議官 今の御説明にございましたように、修正協議の結果、消費者行政の監視役という位置づけを明確にするものとして消費者委員会ができたわけでございますので、今の御修正ですと、もともとの消費者政策委員会がそういう性格があったということになってしまうのではないかと思いますので、御趣旨を入れるのであれば入れ方を、「修正して」の後に入れるということではないかと思います。

○中村委員 それでも結構です。

○大森座長 そうすると、どういうふうに直せばいいですか。

○中村委員 最後の「内閣府に消費者委員会が設置された」の間に挿入し、「内閣府に消費者行政全体の監視役として消費者委員会が設置された」というふうにしたらどうですか。

○川口審議官 はい。

○大森座長 それでいいですか。正確ですか。もう一度ゆっくり言っていただけますか。「内閣府に消費者行政全体の監視役として消費者委員会が設置された」、以上のように修文します。よろしいでしょうか。

もう一つ、どうぞ。

○中村委員 次に、これは質問なのですが、4ページ目の真ん中の方にアンダーラインが引かれた「改善要望に対しても、十分な対応がなされているとは言えない」ということについて、具体的な記載がないと、具体的に何を指すのか立法事実がわかりにくいのですが、これは既に過去の検討会で資料として配布されているものがあるのですが、今回のこの報告書には、今までこの検討会で出たたくさんの資料というのはどういう扱いになるのですか。もしそれらも一体とされるのであれば、ここだけ読んでわからないということがなくて、資料を見ればわかるというふうに理解できるのですが。

○大森座長 どうぞ。

○川口審議官 報告書としては、今回お示ししたもので一つの冊子ということでございますが、当然のごとく毎回の資料というのが前提になっておりますので、個々のものをすべてこの背景にあるのは、まさに中村委員ほか皆様から御要望があつて資料を作成したもの、その事実が前提になるというふうに事務局としては説明していきたいと思っております。

○中村委員 何か資料集みたいない別冊でつくような形になるのですか。

○川口審議官 冊子的には、今日お配りしたものであるということの一つのかたまりということでございます。ただ、量はかなり膨大になりますので、ウェブサイト等、国民一般にはホームページをご覧いただくということでございますので、そこには毎回の資料を出しておりますので、あるいはこれから我々事務局はよく御説明の機会がありますけれども、そのときには、今、御指摘がありましたように、何回か前に2回ばかり資料を出しておりますので、それがこの記述の背景にあるということ御説明をしていきたいと思っております。

○大森座長 よろしいでしょうか。

○中村委員 もうあと1点。19ページですが、2つ目の段落に、「また、国民生活センターの」云々というところで一体性の確保ということが言われているのですが、その際、中核をなしているのが、やはりPIO-NETだと思うのです。相談から改善要望から商品テストからADRから、そういうものを含めてすべてPIO-NETの機能として、それが中核となってこれらの機能が果たされているのですが、ここに2つ目の段落の「確保していくことが不可欠である」の後に、私の希望としては、「その際、国民生活センターの有するPIO-NETは、一体的機能の中核となっている現状を考慮し、国センによる不断のメンテナンス、改善を図ることが重要である」という項目を1つ入れておいていただいた方がいいと思います。

関連して、これは質問なのですが、今回議論をした中で、今後、人と財産が国センから国に移行する、その流れがどういうふうになるのかよく議論されていないし、私どもはわからないのですが、今後、立法化の段階で多分議論されるのでしようが、人の移行については、かつて消費者担当大臣であった岡崎トミ子さんが、雇用の確保ということに非常に重点を置くべきだということを、くぎを刺してタスクフォースが始まった経緯があるので、雇用の確保の点が今後どうなっていくのか。

それと、財産権の移転です。国民生活センターという独立行政法人が持っている財産権、特にPIO-NETという重要な高額財産が国に移行して、その後のメンテナンスとかそういうのは一体どうなるのかというところを、もし御説明が可能ならば教えていただきたいと思っております。

○大森座長 その前段のところは、今の文章は長いですよ。だから、もっと短く一言で言えるような修正はできますか。でも、全体としてはそういう趣旨で書いてありますので、わざわざ挿入しなくてもいいのではないかと思うのですけれども。これはこれで十分尽くしているのではないかと思っておりますが。

○中村委員 私が言いたいのは、一体的機能を今まで国センがやってきたことを、今後、特別の機関に移行した場合にもその機能がうまく果たせるためには、PIO-NETの運営という

ものを今まで国民生活センターがやり、メンテナンスとか不断の見直しをやっていたのですが、今度、国に移行した場合に、それを誰かほかの人がやることになるのか、従来どおり国センが引き続きやるのかというところが懸念されたので、やはりシステム全体とか国センの機能全体を周知している国民生活センターによって、今後も不断のメンテナンスあるいは改善を図っていくのがいいのではないかと思いますので、そういう趣旨を踏まえていただきたいと思います。

○大森座長 これは、そういうふうに書いてあるのです。「各機能について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させる必要がある」と。今、中村さんがおっしゃったことは書いてあるのだと思うのですけれども。

ちょっと事務方から。

○服部参事官 補足させていただきます。PIO-NETは、情報提供をはじめとする国民生活センターの各機能を発揮させる上で不可欠な役割を果していると認識しております。国民生活センターの国への移行に当たってはということで既に御議論いただいていますように、各機能の維持・充実を図り、それらの機能を一体として移管する必要がある。これは既に記載されているところでございます。

具体的に20ページ、片山委員からも御修正をいただいたところでございますが、「国への移行に当たっての取組の方向性」といたしまして、消費者庁と国民生活センターが「それぞれの有する機能の連携によって情報の収集・分析・提供機能をさらに強化する」としておりまして、併せて、国民生活センターは、PIO-NETにより収集した情報をもとに情報の分析や提供を行っているということも橋本委員の御指摘を踏まえて記述しております。

こうしたことを踏まえますと、国への移行後も国民生活センターが引き続きPIO-NETを運用し、情報の収集・分析・提供を行うということが前提になっているというのが、この報告書から理解いただけるものと認識をしております。

それから、御質問ありました雇用の確保でございますが、御指摘のとおり、独立行政法人制度改革の中で、雇用の確保は閣議決定の中でも記述されておりますので、それを踏まえた対応ということで、具体的には予算要求等の段階でそれを踏まえて対応していくことになるのではないかと考えております。

それから、財産のメンテナンスでございますが、国有財産ということになりますので、財産の管理の方法もそれにのっとったルールに従ってやるということでございますので、移行先における管理部門と連携して、国有財産としての管理方法を適用していくということになろうと思います。

○大森座長 それで了解してください。

○中村委員 はい。

○大森座長 丹野さん、どうぞ。

○丹野委員 質問というより確認でございます。19ページの「国への移行に当たっての取組の方向性」の2ポツ目に、国民生活センターの消費生活相談員のことを入れていただい

たのは大変ありがたいと思っているのですが、先ほどの御説明の中に、安定的な継続的な雇用というのを私が申し上げて、それを踏まえてこの文言にしてくださいということなのですが、ただ、その文言を読んでみると、「その専門性に配慮した任用と処遇が図られるようにする」と書いてあるだけでございますので、このペーパーがフリーハンドで出ていったときにそこを読み取れるかということがございます。あくまで、いわゆる国の非常勤というのが3年ごとに更新されるのだけれども、更新回数の上限はないというふうに伺っていて、雇い止めはないと伺っているのですけれども、そこも踏まえて、安定的、継続的な雇用ということを文章に落としたところがこれであるということを確認させていただきたいと思います。それだけです。

○大森座長 趣旨。

○服部参事官 これも御説明させていただきましたけれども、雇い止めはない、3年ごとに公募という形でしっかりと雇用の手続が図れるということでございます。

前回御説明させていただきましたけれども、今、ぴったりのカテゴリーというのではないわけですので、こうした安定性、継続性、今の実態といったものを十分に踏まえた上で必要な仕組みというものを考えていきたいと考えております。

○丹野委員 ありがとうございます。

○大森座長 足立さん。

○足立委員 10ページの調査研究機能の強化のところですが、特に修文までは求めませんが、この文章の中では、「消費者の声や消費生活相談から得られた情報」を調査分析することなのですけれども、消費者の方で認識した被害に関しての調査にとどまらず、例えば国際動向による消費者への影響とか、投機的な取引によって物価が乱高下しているというような、消費者はすぐに被害とは気づかないけれども、間接的に消費者が被害を受けているといった状況についても、是非とも調査研究の対象としてしっかりと対応していく。一歩先を見た調査研究をしていくという趣旨を含んでいるのだということ意見を申し上げたいと思います。

○大森座長 今の御発言のことまで全部これで読み切れるかどうかですね。当然、調査研究ですから、こういうことが大事ですけれども、もうちょっと言えば、国際社会では特に起こっている事柄もありますし、新しい手法も開発されますね。読めないことはないのですけれども、ぴたっとは読めない。何かいい知恵ないでしょうか。事務局、どうでしょうか。

足立さん、何かアイデアはありますか。

○足立委員 「消費者の声や消費生活相談から得られた情報や問題意識とともに、国際動向等も把握しながら政策の企画立案や制度改正につなげ」と、十分考えていなかったのですけれども。

○大森座長 事務局、書き取れましたか。もう一回、どうでしょうか。

○足立委員 「得られた情報や問題意識、国際動向による消費者への影響等を把握しながら

ら」とか。

○大森座長 事務局、どうですか。

○川口審議官 消費者をめぐる国際動向の把握という点は、ヒアリングでも御指摘があったかと思いますが、分量的にそう長い文章ではないので、余り狭く書かれますとそのウェイトが強くなり過ぎるような印象があるかという感じがいたしますので、消費者あるいは消費生活に関するところ、当然、国際的なことが含まれているのではないかと理解いたしますが、いかがなものでしょうか。逆に言うと、特に書くまでもないのかなという印象も持っております。当然、国内の動向、そこからの影響も十分配慮してということだと思います。ただ、「国際」という言葉をどこかにということであれば、座長御判断で入れるということもあり得るかと思います。

○大森座長 やはり調査研究機能というのは、そういう国際社会の動向などについても鋭く把握しながらいろいろなことを国内でも調査研究を進めるということはある得ますね。実は、ちょっとこの文章が長いのです。

○足立委員 趣旨さえ御理解いただいているのであれば、それで十分です。

○大森座長 では、足立先生のお人柄につけ込みまして、そういうふうにも入っているというふうに解釈させていただいて、この文章は変えないでおくということでもいいでしょうか。

○足立委員 先ほどの繰り返しになりますけれども、消費者が気づかない一歩先を見た調査研究をしていく、それを新しい政策に結びつけていくことこそが消費者庁に求められていることかと思っておりますので、そういう対処でいいです。

○大森座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

片山さん。

○片山委員 非常に細かい点なのですが、11ページのi)の2つ目の段落と、14ページの真ん中辺のi)の文章というのはほとんど同じ趣旨なのですが、表現が一方は修正されて、一方はそのままになっています。3行目のところで「政策につなげていく際に」というふうに14ページは修文されていて、11ページはそのまま「政策につなげていくことの優先順位」というふうになっていますが、これは意図的なのか、修正が漏れているのかどちらでしょうか。

○服部参事官 修正忘れです。

○片山委員 そこを合わせておいていただいて。

○服部参事官 11ページの方も修正し、「際に」とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○大森座長 直すのですか。

○服部参事官 合わせて。

○大森座長 合わせて同じように直すのですか。

○服部参事官 11ページを14ページと同様に修正させていただきたいと思います。

○大森座長 それでよろしいでしょうか。

○片山委員 はい、結構です。

○大森座長 以上でよろしゅうございましょうか。今、6点の修正を入れたものを大臣にお手渡しするということによろしゅうございましょうか。今、海外出張の山本座長代理についても、大筋のことは御了解を得てありますので、全員でこの報告書をまとめたという御了解によろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森座長 ありがとうございます。

(カメラ入室)

○大森座長 では、検討会の報告書でございます。副題にございますように、消費者行政の機能強化を是非とも実現していただきたいと強く期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○松原大臣 どうもありがとうございます。

(報告書手交)

○大森座長 それでは、大臣から一言お願いいたします。

○松原大臣 ただいま、大森座長から報告書を手交いただきました。委員の皆様におかれましては、本年2月から半年間14回にわたり、大変有意義な議論を精力的にいただき、また、大森座長におかれましては、本検討会のために多大な時間をお割きいただき、誠にありがとうございました。

今年2月の第1回検討会では、私より、これまでの消費者行政を検証評価の上、反省すべきところは大いに反省し、改善すべき点は改善していくこと。また、今年夏までに結論を得るべく御検討をお願い申し上げたところでございます。このたび、報告書を取りまとめていただき、誠にありがとうございます。

消費者庁及び消費者委員会は、来る9月1日に設立4年目を迎えます。その意味においても大変時宜を得た報告書と考えております。本検討会報告に掲げられている取組みについては、7月20日に消費者政策会議を開催するなど、御議論の方向に沿って既にできるところから始めているところであります。本検討会報告を踏まえ、できる限りの取組みを行い、消費者行政の更なる機能強化に努めていきたいと思っております。具体的な取組みの方針については、副大臣、政務官とともに検討した上、必要な指示を行うこととしてまいります。

最後に、改めて委員の皆様へ感謝を申し上げ、挨拶とさせていただきます。本当に長い間、しかも最後の最後まで活発な議論をありがとうございました。

終わります。

○大森座長 ありがとうございました。

では、後藤副大臣からお願いいたします。

○後藤副大臣 今、大臣からもお話がありましたように、14回にわたり御熱心な御議論、

本当にありがとうございます。

今までの消費者行政の検証、特にこの3年間の消費者庁、消費者委員会がスタートしてからの検証を含めて、消費者行政の機能強化という視点で、従来は2度違った検討会をしながら、なかなか結論が出なかったものを、座長を初め委員の先生方の、ある意味では、もしかしたらいろいろな自分の組織の思いも含めて乗り越えていただいたというふうに私は思っています。

これからこの報告書を、大臣がお話をされたように具体化をしていくわけでありますけれども、その具体化の作業というのは、多分、委員の先生方のこの報告書をベースに私たちも検討をし、実施をしていかなければいけないという立場ではありますけれども、いろいろな思いを持った方もいらっしゃいます。是非、委員の先生方におかれましては、それを乗り越えてまとめていただいたというベースは、またそれぞれのお立場で御発言もしていただきたいというふうに私は心からお願いをしたいと思います。

1点だけ、この機能強化ということが、多分、内閣府の一つの検討会で与えられた部分ということで、今、座長から大臣にお渡しされたものがあるので、私の個人的な思いはカットさせていただいて結構ですが、検討会の報告書という位置づけに表紙はしていただいた方がいいのかなということを若干付言をさせていただいて、いずれにしましても、長い14回という回、そして、それぞれの回の非常に熱心な御議論に感謝と心からの敬意を申し上げ、大臣とともに、この報告書が少しでも前進ができるように、そして、消費者行政というのが真に国民の皆さん方から組織改革によって御評価いただけるように努力していくこととお約束し、感謝と御礼の御挨拶にしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○大森座長 ありがとうございます。

(カメラ退出)

○大森座長 それでは、一言ずつで恐縮でございますけれども、御発言いただいて、全体を終わりにいたしたいと思います。

中村さんの方からこういうふうに参加しましょうか。そして、今日はお三人おられますので、まず委員から御発言いただいて、委員長、長官、理事長からも御発言をいただくというふうにさせていただきます。

では、中村さんから。

○中村委員 恐縮です。トップバッターになると思っていなかったのですが、てっきり「あいうえお順」と思っていたのですが。

○大森座長 済みません、座っている順序で。

○中村委員 この会議の半年間、多分、一番回数多く発言させていただいたのではないかと考えておりますけれども、この間にオリンピックがあったり、日食があったり、いろいろなことが起こっておったのですけれども、私たちは常に消費者行政をよりよくするためにどうしたらいいかという視点で、この半年間取り組んでまいりました。

もともと日本弁護士連合会は、23年前に消費者庁をつくれ、ということを提案してずっと取り組んできて、3年前にようやく発足したときには、本当に期待に胸を膨らませて、これから日本の消費者行政はがらっと変わるのだと明るい期待を持っておったのですが、この3年間の推移を見ておりますと、必ずしもその期待どおりではなかったというところがあります。勿論、突貫工事で立法作業や消費者庁の開庁をしたために中途半端だったところはやむを得ないのです。そのために、附則3項で3年後の見直しということがうたわれております。

本報告書の「はじめに」のところに附則3項の全文が書いてありますけれども、今回、私たちがやったのは、このうちの法律の見直しのところは全く手をつけておらないので、行政組織の在り方等のところ、体制のところを中心に見直しをして、新たな提言をしたわけです。これは、まだ附則3項の宿題を100%回答したことにはなっていないのです。この残りの部分については、消費者庁、消費者委員会を中心に、更に自分たちのところに、あの法律もこの法律も所管法として持ってくるのだというぐらいの積極的な気概を持って検討していただき、それを政府・国会で実現できるように努力していただきたいというのが希望の一つであります。

それから、立法化に当たりましては、消費者問題というのはこれでおしまいということはないのです。3年前に日本の消費者庁ができたときに、EU委員会の消費者担当大臣のメグレナ・クネヴァさんという方がおいでになって言われたことが今でも忘れられないのですが、「消費者問題には終わりはない。これで100点満点ということは決してない。常に新しい問題が起こってくる」ということを言っておられました。まさに消費者行政も含め、これは不断の見直しが必要なのです。

ですから、今日の報告に基づく立法化がなされる暁には、是非、附則で3年後見直しぐらいの条項はきちんと入れていただきたいと思っています。

以上です。どうも御協力ありがとうございました。

○大森座長 ありがとうございました。

丹野さん、お願いします。

○丹野委員 私は、全国消費生活相談員協会のかじ取り、理事長をしております、その立場からこの検討会に参加をさせていただきました。私どもの団体は、皆さん御存じだと思いますが、全国の自治体の消費生活相談員を集めた、横串を刺した団体でございます、特に一昨年12月の閣議決定以来、国センの廃止を含めた見直しというふうに言われて以来、全国の消費生活センター及び消費生活相談員、更に言えば消費者団体は、驚き、かつ、非常に不安を覚えて、今回ずっとこの経緯を見守ってきたわけです。それで、御存じのようにタスクフォースがあり、検証会議があり、この検討会に至ったわけですがけれども、今までずっとその間も意見を言わせていただき、それから、他の消費者団体ともこの問題を踏まえた非常に密な連携をして意見を言ってきた立場で申し上げれば、今回の組織形態を主として特別の機関というものを選択したということ、ある意味、評価をしております、

それであればこそ、国センのよさ、例えば相談、あっせん、研修、商品テスト、その他、情報提供を含めて、PIO-NETも含めて、国センのよさが、柔軟性や一体性、更に独立性が維持できる形態だということで賛成しております。

そういう意味では、実は今回の最終案の中で担保されない場合が書き込まれていることに対しては多少の違和感がございますが、それはそれとして、特別な機関だからこそ、つまり、事実上、独法が維持される形態だというふうに思えるからこそその賛成でございますので、是非とも特別な機関を死守されるように、強く大臣並びに副大臣をお願いを申し上げたいと思います。全国の消費者及び消費者団体、みんなが見ておりますので、どうぞその点はよろしくお願ひしたいというのがございます。それが1つです。

それから、もう一つは、消費者委員会と消費者庁と国民生活センターという3つの関係という、私なんかは単純でございますので、消費者委員会が言わば人間のボディーで言うところの頭の部分で、消費者庁が胴体の部分で、国民生活センターは手足だというのがイメージとしてしやすいのでそういうふうに思っています。それが、今までは必ずしも仲がよくなくて連携がうまくいかなかったことがいろいろな問題を招いたものと思っています。

そういう意味では、今度こそ、そこがきちんと血が通い、リンパが通って、一体として動くことで機能を充実していくことになるのだろうと期待して、そこは非常に期待しております。全国の消費生活相談の現場では毎日毎日、消費者被害は起こっているのです、その被害をなくすため、未然防止、拡大防止のためにやっていくことには時間の猶予はないので、それを是非頑張ってくださいと思って、今回の結論を了解しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○大森座長 ありがとうございます。

片山さん、お願いします。

○片山委員 私も消費者の現場に近いところにいる者として、この検討会に参加させていただきました。もとより、国センの国への移行という枠組みの中での議論でしたけれども、だからこそなのかもしれませんが、消費者行政の課題というものをきちんと冒頭で抽出していただいて、それで司令塔機能そのものももう一度見直しの議論ができましたし、何よりも職員の養成・確保というところに相当の時間を割いて議論をさせていただいたこと、それから、民間の消費者団体や地方の行政も含めた総合力の充実というところもしっかり議論をしていただいたというところは、大変いい検討会になったというふうに私は理解をしております。

今後のことですが、やはり消費者行政を充実させる上で、何といたっても人と情報が重要であり、これが弱体化すると、どんないい組織をつくってもそれは機能をしていかないというふうに思いますので、何としても人と情報の充実というところを一番の基盤に据えていただきたいと思います。

最後までそこにこだわって意見を申し上げました。情報のところは、今既にある程度は集約体制ができており、そこは絶対に弱体化させていただいてはいけません。人の問題のと

ころは、これから国への移行という中で、いろいろ新たな問題が出てくるのだと思いますけれども、そここのところも長期的な視野を持って、本当に消費者行政に長く継続してかかわっていく、そういう人を是非育てていける仕組みというのをつくっていただきたいと思っています。

以上です。

○大森座長 ありがとうございます。

足立さん。

○足立委員 独法改革案が示されて以来、さまざまな団体の方、また、消費者の方から本当に幅広い御意見が寄せられました。その中で、国センが果たしてきた役割というのがクローズアップされたとは思いますが、これはまた、消費者庁への期待の裏返しかなというふうに思います。

今、中村委員からもお話がありましたけれども、私たちの暮らしというのは日々の経済情勢とか国際的な動向によって大きな影響を受ける弱い立場といますか、受け身の立場にしかないということですので、この消費者を守る消費者行政というのは、まさに生きた行政でないといけないと思います。

今回、消費者行政の在り方という形で報告書を取りまとめることができましたけれども、是非ともこの間に寄せられたさまざまな意見についても踏まえながら、消費者庁、国民生活センター、消費者委員会がそれぞれの機能を十分に発揮しつつ、また、地方との連携も十分図る中で、よくサイレントマジョリティーと言われる、声なき多数派の消費者の声を代弁して、消費者を守り、消費者本位の行政に転換するという設立当初の趣旨に沿った行政が十分展開できるように、その機能を十分発揮していただけるように期待をしています。

また、大森座長様には、さまざまな御意見をまとめて、この報告書という形にまとめていただいたことに本当に感謝しております。今日いらっしやいませんですが、山本座長代理の御意見も本当に大きな影響があったかというふうに思います。また、委員の意見・要望に応じて、資料を毎回まとめていただきました事務局の皆さん方に本当に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○大森座長 どうもありがとうございました。

山内さん、お願いします。

○山内委員 私も、消費者庁、委員会が設立して3年が終わろうとしているところで全体をまとめて振り返りができたことは大変よかったと思っております。

生協も、消費者庁、委員会をつくるのを応援しておりましたし、できて以降、特に地方の行政を応援する形で消費者のネットワークをつくっていこうということでやってまいりました。その活動が進む上で、今回、国民生活センターの果たしてこられた役割をきちんと振り返り、その重要性を理解した上で一体的に機能を維持する形で国に移行できる提案ができたことはよかったと思っております。

今回、たまたま生協の活動や消費者団体の活動を経験されてきた阿南さんが消費者庁の

長官になられたということで、改めて生協の仲間からも、消費者庁はもっと頑張ってもらいたいという声が集まってきておりますので、このタイミングで、更に今回まとめた内容で前進していただければというふうに思っております。

その中で、やはり職員の方の力が非常に重要だと思います。今までは、割と文句ばかり言われてきたという感じがいたしますが、これからはこの線に沿って、私たちもこんなこととしてくれてよかった、ありがとうということをきちんとお伝えし、消費者庁に働いて、消費者の皆さんと一緒に仕事ができるようになったという経験をしていただけるよう努力していきたいと思っております。

庁ができるからいろいろ問題が起きましたね。トランス脂肪酸の問題ですとか、最近ではユッケの問題ですとか、その中で、やはり消費者庁の役割と委員会の役割と消費者、民間事業者の役割は一体何なのだろうかというのを繰り返し考えてまいりました。私は、消費者が自立してきちんと判断していけるようサポートしていただくということで、行政の力でもってやれる部分をちゃんとやっていただきたいと思います。余り過保護にならないよう、場合によっては対等なパートナーとして消費者もしっかり頑張れということを発信していただくことも必要かと思っておりますし、私たちも活動を通じて消費者市民社会ができていけるよう頑張っていきたいと思っております。そういう意味で、消費者教育推進法ができた、また大きな契機ですし、これもうまく使っていけるよう、重要だと思います。

これから、予算折衝ですとか組織の具体化について行政の中で折衝が大変だと思いますけれども、是非、応援しておりますので御健闘いただきたいと思います。ありがとうございました。

○大森座長 どうもありがとうございました。

室町さん、お願いします。

○室町委員 まずは、大森座長の非常にすばらしい力強いリーダーシップに敬意を表したいと思いますし、感謝を申し上げたいと思います。

私、検証会議のときから参加をしておりましたけれども、混沌とした状況が続いておりました。ところが、国の特別の機関という選択肢が提示されまして、一挙に展望が開かれたという感じがしております。今後、来年度の通常国会で立法化に向けての審議が行われると思いますけれども、特にADRにつきましては、消費者庁の法執行権限との独立性の担保、あるいは、公平性、中立性の担保という点について、御審議をよくお願いしたいと思っております。

行政改革の視点でいいますと、若干、バックオフィス系の機能の統合はなされると思っておりますけれども、今後は、内閣府全体の大きなパイの中で予算措置もなされると思っておりますし、そういった中で、内閣府全体の行政改革の問題と消費者行政の強化・充実ということが恐らく共存できるというふうに考えております。その辺の御配慮をお願いしたいと思います。

人材の面につきましても、今後、国民生活センターが国の機関へ移行されるということ

で、他省庁も含めた人材のローテーション、それから、プロパー職員の皆さんの充実にも手をつけることができると考えておりました、それも御配慮をお願いしたいと思っております。

事業者団体としても、消費者の皆さんとのウィン・ウィンの関係をより強化・充実させるために努力をしまいる所存でございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○大森座長 ありがとうございます。

畠中さん、お願いします。

○畠中委員 先ほど、大森座長から、思いのたけを、という御指示でしたけれども、この発言は、議事録に残るのですか。

○大森座長 一応まだ審議中ですので。報告そのものは変えませんが、議事録としては残すことになると思います。でも、どうぞ御遠慮なさらずに。

○畠中委員 わかりました。それでは、一般論で申し上げますと、普通、司令塔が3つもあれば、うまくいかないですね、俺が俺が、ということになって。これは一般論ですよ。今度のこの検討会の結論は、国民生活センターを消費者庁の特別の機関に、ということで独立性を確保する、ということですので、今と余り変わらないのではないかと思います。司令塔が今までと同じように3つもある、ということなら、今と変わりませんので、是非、大臣のもと、司令塔は1つだ、という意気込みでやっていただければと思います。

それから、これは反省ですけれども、大森座長は前々から存じ上げておりますし、この検討会のメンバーの幾人かは、他省庁の審議会とか検討会でも御一緒する機会がありまして、余り嫌われる発言をしない方がいいのではないかと、というのが反省でございます。

どうもありがとうございました。

○大森座長 橋本さん、どうぞ。

○橋本委員 私は、北海道消費者協会の会長という立場で、昨年、北海道消費者協会は設立50周年というのを迎えたのですが、その中で、やはり地方の声をなかなか中央では読み取っていただけないということが常日ごろ言われておりました。ただ、消費者庁ができるときに、地方公聴会を北海道でやったときに、地方の声をということでいろいろな意見を述べて、それがいろいろな形で、法律という形で成っていったこのを見ておりました、これからは消費者、生活者の目線の省庁ができるのだからということで地方の皆さんにお話をしていたのですけれども、なかなかそこまでうまくいったかということ、そうでもないのかなというところもあるのです。ただ、この今回の国民生活センターの国への移行というところで、やはり地方でシンポジウムがありましたときに、消費者庁と消費者センターの当事者だけが話し合うというのは、やはりおかしいのではないかと。広く議論を図るべきではないかということとその場で述べさせていただいたおかげか、そのせいでこの委員会の検討会に呼ばれたのかなというふうに思っております。そういった意味で、この検

討会はいろいろな分野の方、そして、私どものような地方の消費者団体といったところの意見を幅広く入れていただいて、このような報告書がまとまったというふうに思っております。

私は、常日ごろ、地方の声、そして現場の声といったものを、是非、消費者庁、消費者委員会の中で取り上げていただきたいということで、私も結構勝手なことを申し上げたかなというふうに思っておりますが、それを大森座長を初め事務方が、いろいろな声を形にさせていただいたというのをこの目で見ていきまして、このように形にさせていただいて、最後はこの報告書のとおり、特別な機関ということで国民生活センターが国の方に移管した場合、私はいろいろと意見を言った手前、この報告書のとおりになった場合には、全力を挙げて応援していかなければいけないかなと、今、逆に責任感を非常に感じているところではあります。

このような検討会で日本の消費者行政が機能強化され、そして、先ほど、私たちの意見を取り入れて政策会議が行われて、内閣府の方でもきちんと議論がされたということをお聞きいたしまして、本当にいろいろ声を出していくことがむだではなかったと私自身は非常に喜んでおります。短い間でしたが、非常に濃い議論に参加させていただいて、ありがとうございます。

○大森座長 ありがとうございます。

野々山理事長。

○野々山国民生活センター理事長 大森座長を初め委員の皆様には、長期間、また、熱心な御議論をさせていただいて、本当にありがとうございます。

一 昨年12月以降、国民生活センターの組織の在り方についてはずっと議論をされてきて、ようやく方向性が見えてきたと思っております。私は、この議論が始まる時にも、国民生活センターの組織の在り方というのは消費者行政全体の中では各論である、ですから、消費者行政全体の在り方の総論をまず議論して、その上で各論を考えなければいけない、国民生活センターだけを取り出して議論するのはおかしいのではないかということをお願いしていただいております。この検討会では、総論というものも議論をされてきたと認識しております。特に司令塔の意味、消費者行政を担っていく職員の在り方が議論されたことに本当に意味があると思っております。

国民生活センターの組織の在り方につきましては一つの方向性が出ておりますけれども、具体化はこれからだと思っております。これまでの議論の中で、組織の独立性、業務と人事の独立性というものが強調されております。それともう一つ大事なことは、消費者庁、消費者委員会との連携です。この独立性と連携の強化という2つをどうやって両立させていくかということを考えていかなければいけない。それをどう具体化していくか。これは、これから具体化されていく組織の在り方と、人、予算、そういうものもあるかと思っております。そういう具体化の中で更なる議論を私どもはしていかなければいけないと思っております。

それから、この議論の中で多くの期待と課題を国民生活センターは与えられたというふ

うに思っております。その期待と課題については十分受けとめまして、今後の業務の中で生かしていきたいと思っております。お礼と決意を込めて一言申し上げさせていただきます。どうもありがとうございました。

○大森座長 河上委員長、お願いします。

○河上消費者委員会委員長 消費者委員会は、どちらかといえば横から見ているという立場なので余り申し上げることはないのですが、これまでの検討会では、委員会に対してもいろいろと貴重な御意見をいただきまして、この点については厚くお礼申し上げます。今後の委員会の在り方に是非生かしていきたいと思えます。

先ほど、畠中委員が、3つの司令塔があったのではまずかろうというお話をされたのですが、私は、逆に諸葛孔明の「三分の計」ではないですけれども、やはり3つがある程度緊張関係と協力関係を持って消費者問題に取り組んでいくことが、逆に「三本の矢」のように強くなるということもあろうかと思えますので、この体制のうまみをとるか、よさを生かして消費者政策を少しでもいい方向に持っていければというふうに考えております。

この際、報告書について若干申し上げたいことがございます。委員会に関して該当部分が幾つかございますけれども、審議会機能の在り方についてはいろいろ御意見をいただいたところで、個別にどういうふうにしていくかということは、今後、消費者庁とも相談しながら、その在り方に関しては決めてまいりたいと思えます。

それから、委員会の運営に当たって、地方、消費者団体等の現場の声にもう少し耳を傾けるということも言っていただきまして、そのつもりで今、一生懸命頑張っておりますが、更に今後対応を強化していきたいと考えております。

更に、委員会を支える事務局の体制としては、脆弱だ、貧弱だといろいろ言われておりますけれども、こういう厳しい財政状況の中ではありますが、着実に進めていけるように、是非、この際、御支援をお願いしたいというふうに考えております。

次に、国民生活センターの在り方に関してでございますけれども、委員会は、これまで国民生活センターの国への移行については3回ほどにわたって意見表明をしてまいりました。結局、国センの独立性と柔軟性をどうやって確保するかということが最大の課題であって、委員会としてもその点についていろいろと意見を申し上げてきたという経緯がございます。特にあっせんを含む相談とか情報発信とかさまざまな改善要望についてどうするのかということが問題だったわけでありまして、今回の報告書で特別の機関というよくわからないネーミングではありますが、そういう形で一定の前向きな方向が示されたというふうに理解しております。今後、委員会としては、具体的な制度設計において、それがうまく生かされていくかどうかということをもたまたま監視していくということを是非やりたいと思えます。消費者団体とか地方の声なんかも聞きながら、その点についての注視を続けたいと考えておりますので、またよろしく願いいたします。

○大森座長 阿南長官、お願いします。

○阿南消費者庁長官 大変長い間、お疲れさまでした。

おととしの暮れ、消費者庁と国民生活センターによるタスクフォースが開始されましたが、それ以来、私にとっては非常に長くつらい議論でした。ちょうど昨年の今ごろですが、消費者庁と消費者団体の対立が極まっていた状況でしたが、当時の担当大臣がタスクフォースの結論に待ったをかけてくださいました。その後、2度の検討の会が持たれ、ようやく国センだけではなくて、消費者庁、消費者委員会、地方消費者行政、全体の強化に結びつけていくための議論が行われたのではないかと考えております。大変たくさんの課題が盛り込まれていますけれども、私は、これからは長官として、これを受けとめて、実現していく責任があるのだと思いますと、大変身の引き締まる思いがします。心してまいりたいと考えております。

消費者団体との対立の修復もこれからの課題だと思っております。皆さま方のご意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、これからも御協力をよろしくお願いたします。大変ありがとうございました。

○大森座長 どうもありがとうございました。

では、私からも一言。若いころ、東京都の消費者センターの運営をやって、その後、私の関心が消費者行政から離れてしまいました。よもやこういうふうになるとは全く思っておりませんでした。川口さんがお見えになりまして、口説かれまして、そのとき私は、少なくともこの検討会議をやっている間には人事を動かさないでほしいと言って、動いていませんので、一応約束は守っていただいたこととなります。今後は、どうぞ御自由になさって結構ですけれども、やはり内閣府に置かれた事務局の皆さん方の中には、参事官クラスも企画官もおいでになりまして、この方々が全体大臣の指揮のもとでどうやってこれを実現していくかということになりますので、全体とすると事務局のバックアップの中でこの報告書がまとめられていますので、一応、事務局の方々はこれを実現していく責任があると考えますので、そういう配慮のなされる人事を是非ともお願いしたいというのが私の1つです。

それから、今後のことについて言えば、当然ながら、大臣を初め政務三役の皆さん方がどういうふうにお考えになって、どうやって推進するかということに尽きているのですが、内閣府及びこの消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターが全体としてこの取組みを行っていただかないと実現できません。私が来たときに、これも繰り返し言ったのですが、何と仲の悪い方々がこんなふうになっているのか、どうしてこんなに仲が悪いのかなという印象を持ちましたけれども、これを契機に、必ずいつも仲よくしろとは言いませんけれども、このミッションを実現するためには少々のことであっても辛抱しながら、全体として消費者行政を充実強化してほしいと切に私は思っていますので、やっとこれで足が洗えるかなと思っています。

もう一つ、今回は消費者団体の皆さん方からも多数ヒアリングが行われました。現場の皆さん方が何を考えられているかということも、できるだけ私どもがお聞きして、そういう御懸念、御疑問が少しでも解けるような形でまとめようと考えました。それから、

私以外の皆さん方は消費者問題についていろいろ専門的な知識をお持ちになって運動されていますけれども、私が引き受けたときに一つの安心材料は畠中さんがお入りになったことです。この方は、もともと国の行政組織管理について一種のプロでございますので、畠中さんが大筋として大体何とか行けそうだという顔をしてくださればまとまるなど、本当にそういうふうに思ったださっているかどうかわかりませんが、畠中さんが入ったださったことで、ここは一応、組織論を展開することになりますので、消費者行政全体ではなくて、どうやったら具体的に組織的な課題を解決する方向が目指せるかということになりますので、私は感謝申し上げたいと思います。

それから、最後でございますけれども、毎回、松原大臣がここに御出席でした。私としては、皆さん方と御一緒に、これほど熱心に検討会に出た大臣がいたのだということを語り継ぎたい。次に来られる大臣も、こういう検討会がたくさん行われるわけではありませんけれども、この大臣は複数のミッションをお持ちですから、消費者行政だけに特化しろということは難しいかもしれませんが、全国民が対象の行政ですから、ほかの課題も大事ですけれども、是非とも次に来られる大臣、三役の皆さん方も消費者行政の充実に頑張ってもらいたいなという希望を述べまして、私の挨拶といたします。

本当に皆さん方の御協力を得まして、とりあえずこの報告をまとめられたことについて感謝を申し上げ、事務局の皆さん方にも感謝を申し上げたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○松原大臣 どうもお疲れさまでした。本当にありがとうございました。

○大森座長 それでは、事務方、アナウンスありますか。

○浅田参事官 最後に事務的な連絡でございます。

1点目は、報告書について幾つか御指摘がございました。それを織り込みました最終版を速やかに各位の方にも送らせていただくと同時に、ホームページ経由でお示しできるように作業いたします。

あと、議事録でございますけれども、確認につきましては、一昨日、月曜日の分につきましては、明日、木曜日に送らせていただきます。本日の会合の分につきましては、週を明けまして月曜日、8月27日に皆様の方にお届けいたします。最後の確認ということでよろしく願いいたします。

○大森座長 それでは、これでお開きにいたします。どうもありがとうございました。